

農地中間管理事業に関する意見交換会における担い手の意見

(県南農林事務所・県西農林事務所管内)

1 開催月日 平成 28 年 11 月 24 日 (木)

2 担い手の意見と対応

担い手A

- ・ 昨年までに比べ協力金が急に減らされ、推進する方は対応が難しい。また、要件も厳しくなり、地権者の方に理解してもらうのに時間がかかる。
- 農水省では、政府の方針もあり、担い手でない方から担い手に移った部分（新規）に着目し、国から県へ交付する単価の考え方を変えたところである。丁寧に説明する時間がなく、突然変えたような印象になってしまった。

担い手B

- ・ 相続未登記農地の貸し借りができるようにしてほしい。
- 相続未登記についても、総務省や国交省なども含め対応を検討しているので、もう少し時間を頂きたい。
- ・ 申請手続きをもう少し簡素化できないか。
- この制度は5年で一度見直すことにしているので、交付金の単価も含め、今後の見直しの中で対応していくことになる。
- ・ 稲刈りが終わった時期から事業の推進をしたいが、協力金の交付対象時期とずれている。
- 国の予算の仕組みやそれに基づく手続きの関係もあるが、国で申請時期等の実態調査を始めたところである。工夫できるところは対応していきたい。

担い手C

- ・ 飛び地で小面積の畑をどうしたら有意義に使えるか。
- 農地中間管理事業は、農地の集約を進めるために始まった事業であるが、一足飛びに集約は難しい。まずは、段階的に集積し、その後に地域の話し合いで集約につなげていくことで有効活用が図れるようにしていきたい。

担い手D

- ・ 畑は境界が複雑で、境界杭を動かさない。集約しても間に境界杭がたくさんあり、作業効率が改善されない。
- パソコンの中に地図を取り込んでGPSを使いながら杭やさかい木の地点を測って位置を記録する等、簡易に復元する方法を検討しており、現地において実証実験の準備を進めているところ。畑の集約を進める上でクリアしなければならない課題として対応しているところである。
- ・ 耕作放棄地を農地中間管理事業で整備して貸し出すことはできないか。
- 簡易な条件整備等を行って担い手に貸し付けることは制度上できるが、賃借料に上乗せして貸し付ける形になってしまうことから担い手の負担増になってしまう。
なお、国制度で耕作放棄地再生利用緊急対策交付金があり、こちらは整備費の半分が交付され、5年間賃借料が掛らないので、こちらを活用する方が多い。

担い手E

- ・ 昔からの地権者との関係があり簡単に土地の交換はできなかったが、農地中間管理機構が間に入ったことによってそれが可能になった。

担い手F

- ・ 平成28年度に集積し畦畔ブロックの除去の助成金を申請したが、予算の関係で平成29年の作付後でないと助成金が出ない状況である。モデル地区の場合は農地集積と一緒にできるようにしてもらいたい。
- 集約した農地の区画拡大ができることから、農地耕作条件改善事業は人気があり、予算を増額するよう国に要望しているところである。
国で、平成28年度補正予算の配分を調整しているところなので諦めないで待っていて欲しい。
- ・ 農地中間管理機構を利用したが、一部希望した担い手と違う担い手に配分されてしまった。申請の際、地主の意向で担い手の名前を書いているので、そこに配分されるようにして欲しい。
- 法律上は、効率良く集約を図って配分するようになっているが、地主の了解無しに集約すると農地を機構に貸してもらえなくなる。
希望と違うような配分があった場合には、機構へ連絡いただきたい。